

託送供給等約款の変更認可申請について

2023年9月25日

関西電力送配電株式会社

当社は、国の審議会^{※1}における議論を踏まえ、本日、電気事業法第18条第1項^{※2}に基づき、「託送供給等約款」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

当社は、2022年12月21日より導入している、基幹系統の混雑^{※3}解消のため調整電源^{※4}を出力制限する再給電方式（調整電源を活用）に加えて、調整電源以外の電源も含め一定の順序^{※5}により出力制御する再給電方式（一定の順序）の運用を、2023年12月28日より開始することとしております。（[2023年7月31日お知らせ済み](#)）

今回の変更認可申請は、当該内容等を供給条件に反映したため、行ったものです。

○今回申請した「託送供給等約款」の実施時期

2023年12月27日の実施を予定しています。

※1：総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

※2：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※3：送電線や変圧器の過負荷が予見される状況。

※4：一般送配電事業者が調整力契約をしている電源。

※5：調整電源に続き一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源を活用しても混雑が解消できない場合は、ノンファーム型接続のバイオマス電源（出力制御困難なものを除く）、ノンファーム接続の自然変動電源（太陽光・風力）、ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）および長期固定電源の順番で出力制御を行う。

以 上